

# 社会福祉法人スプリングを（八戸市）を 女性活躍推進企業として、県内初の「プラチナえるぼし認定」！！

青森労働局は、女性活躍推進法に基づき、基準適合認定一般事業主として社会福祉法人スプリング（医療・福祉業、労働者数176名、うち女性労働者126名）を認定し、令和4年8月29日に認定通知書を交付しました。

これにより、青森県内のえるぼし認定企業は12企業、プラチナえるぼし認定企業は1企業となりました。

## 認定通知書交付式の様子



↑写真左：社会福祉法人スプリング様  
写真右：青森労働局長

青森県内初！！



プラチナえるぼし認定マーク

一般事業主行動計画に定めた目標を達成し、5つ（採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアケース）の認定基準をすべて満たしている。

## 【行動計画に掲げた目標】 計画期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日

- ①年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。
- ②管理職に占める女性割合を55%以上にする。
- ③毎年、当法人の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

### \* 女性活躍推進法とは

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現のため、国、地方公共団体、民間事業主それぞれの女性活躍推進に関する責務等を定めた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・都道府県労働局への届出及び自社の女性活躍に関して情報公表すること等を義務付けています。

### \* えるぼし認定

**えるぼし認定**とは、女性の活躍推進に関する行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等一定の要件を満たした場合に認定します。『採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアケース』の5つの評価項目のうち、満たした数に応じて認定の段階が3段階あります。

### \* フラチナえるぼし認定

**プラチナえるぼし認定**とは、えるぼし認定を受けた事業主のうち、行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

### < 認定のメリット >

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は認定マークを商品、広告、求人広告等に付すことができ、「女性の活躍を推進している事業主」であることをPRすることができます。また、公共調達の加点評価を受けることができます。